

定期監査結果報告書

令和7監査年度 第1回

(令和7年10月～令和8年2月執行分)

監査対象機関

○ 知事部局所管の現地機関	51機関
・ 政策部 現地機関	2機関
・ 総務部 現地機関	1機関
・ 地域交流部 現地機関	5機関
・ 県民環境部 現地機関	2機関
・ 健康福祉部 現地機関	11機関
・ 産業労働部 現地機関	4機関
・ 農林水産部 現地機関	19機関
・ 県土整備部 現地機関	7機関
○ 教育委員会所管の教育機関等	48機関
○ 公安委員会所管の警察署	10機関
合計	109機関

佐賀県監査委員

監査第 67 号
令和8年6月4日

佐賀県議会議長	宮 原 真 一	様
佐賀県知事	山 口 祥 義	様
佐賀県教育委員会教育長	甲 斐 直 美	様
佐賀県公安委員会委員長	岸 川 美和子	様

佐賀県監査委員	原 惣一郎
同	荒 木 敏 也
同	角 貞 樹
同	坂 口 祐 樹

定期監査（令和7監査年度 第1回）の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項、第2項、及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を別添のとおり提出する。

目 次

第1 監査の概要	1
1 監査実施期間	1
2 監査対象機関	1
3 監査の着眼点	1
第2 監査の結果	3
1 監査の結果の概要	3
2 重要な指摘事項	4
3 その他指摘事項・検討事項	4
4 監査対象機関ごとの監査結果	6
知事部局所管の現地機関	6
・政策部 現地機関	6
・総務部 現地機関	7
・地域交流部 現地機関	8
・県民環境部 現地機関	10
・健康福祉部 現地機関	11
・産業労働部 現地機関	14
・農林水産部 現地機関	15
・県土整備部 現地機関	20
教育委員会所管の教育機関等	22
公安委員会所管の警察署	32
用語の解説	34

第1 監査の概要

地方自治法第199条第1項、第2項、及び第4項の規定による定期監査を、佐賀県監査基準（最終改正令和7年12月17日佐賀県監査委員告示第3号）に準拠し実施したが、その状況は次のとおりである。

1 監査実施期間

令和7年10月～令和8年2月執行分

2 監査対象機関

知事部局所管の現地機関	51機関
・ 政策部 現地機関	2機関
・ 総務部 現地機関	1機関
・ 地域交流部 現地機関	5機関
・ 県民環境部 現地機関	2機関
・ 健康福祉部 現地機関	11機関
・ 産業労働部 現地機関	4機関
・ 農林水産部 現地機関	19機関
・ 県土整備部 現地機関	7機関
教育委員会所管の教育機関等	48機関
公安委員会所管の警察署	10機関
合 計	109機関

3 監査の着眼点

令和7年度の予算執行を中心に、次の事項について重点的に監査を実施した。

- (1) 計数は正確であるか
- (2) 事務事業は予算議決の趣旨に沿って、経済性、効率性及び有効性の観点から適切に執行されているか
- (3) 経理事務は関係法令等に従い適正に処理されているか
 - ① 調定漏れ、調定金額の誤りはないか
 - ② 検査完了後の支出は遅延していないか
 - ③ 随意契約は適正か
 - ④ 契約書の内容及び履行確認は適正か
 - ⑤ 工事の執行管理は適正か
 - ⑥ 財産、備品等の管理は適正に行われているか

- (4) 補助金事務は適正に処理されているか
- (5) 財産の盗難、亡失等はないか
 - ① 亡失・損傷届は提出されているか
 - ② 亡失・損傷届に損傷年月日、理由及び状況が記載されているか
- (6) 事務マネジメントは適正に運用されているか

4 監査委員の交代について

指 山 清 範 令和8年4月23日退任
坂 口 祐 樹 令和8年4月24日就任

用語の解説については、34 ページから 42 ページを参照

第2 監査の結果

1 監査の結果の概要

監査の結果、各機関における予算の経理、財産の管理など財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、総括的には、おおむね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部において、次に述べるように、指摘事項が認められたので、該当機関に対し、是正又は改善を要する旨の通知を行った。

このほか、指導事項についても、該当機関に対し通知を行った。

今後とも事務の執行等に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。

区分別の指摘事項及び検討事項件数（ただし指導事項は除く。）

（単位：件）

区 分	予 算	給与・ 旅 費	収 入	支 出	契 約	工事の 執 行	補助金	財 産	その他	計
重 要 な 指 摘 事 項								1		1
そ の 他 指 摘 事 項		4	12	14	2	3		11	2	48
検 討 事 項					1					1
合 計		4	12	14	3	3		12	2	50

重要な指摘事項 … 違法又は不当な事項で、誤りの程度が重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等、一般に公表することが相当と認められるもの。

その他指摘事項 … 違法又は不当な事項で、重要な指摘事項には該当しないが、一般に公表することが相当と認められるもの。

検 討 事 項 … 指摘事項には該当しないが、検討を要する事項で、一般に公表することが相当と認められるもの。

指 導 事 項 … 重要な指摘事項及びその他指摘事項以外で、指導することが適当なもの。

2 重要な指摘事項

【農林水産部】

- 物品の管理で適正でないものがあった。

(上場営農センター)

内容物の名称等が記載されていない瓶に入った水銀が、処分予定の農薬と同じ場所に放置され、毒物及び劇物管理規程に沿った管理がされていなかった。

また、職員が瓶の中身を確認しないまま、処分しようと農薬散布用タンクに投入した結果、タンク内に水銀が沈殿し、タンクの廃棄や水銀の運搬処分に不要な費用が発生した。

損 傷 財 産 乗用管理機付属の散布用タンク

損 傷 年 月 日 令和7年10月16日

損 害 額 674,300円

(タンクの取外し工賃：37,400円、運搬費用：335,500円、処分費用：301,400円※見積額)

亡失・損傷届提出日 令和7年12月23日

3 その他指摘事項・検討事項

- (1) 予算関係 (指摘等なし)

- (2) 給与、旅費関係 (4件)

- ① 時間外勤務手当で追給を要するもの
- ② 住居手当で返納を要するもの
- ③ 扶養手当で返納を要するもの
- ④ ホテル等利用確認簿で確認印が押印されていないもの、記載していないもの

- (3) 収入関係 (12件)

- ① 領収証書発行番号整理簿を作成していないもの
- ② 収入未済があるもの
- ③ 申請書を誤って受理し、証紙の消込を行っているもの
- ④ 証紙収入報告で誤っているもの(年度を超えるもの)
- ⑤ 行政財産使用料の納入期限の設定が適正でないもの
- ⑥ 募金箱に募金された現金の収入事務手続きが適正でないもの
- ⑦ 職場代表者口座において生じた利息を雑入として受け入れているもの

- (4) 支出関係 (14件)

- ① 支出負担行為で遅延しているもの
- ② 支出金額を誤っているもの
- ③ 支払で遅延しているもの
- ④ 支出年度を誤っているもの
- ⑤ 前渡資金の精算手続きが遅延しているもの

- ⑥ 緊急用前渡資金の交付で領収書を徴していないもの
- ⑦ 支払を二重に行っているもの

(5) 契約関係 (3件)

- ① 変更契約書で記載内容を誤っているもの
- ② 支出負担行為の決裁が完了しないまま、工事を発注しているもの
- ③ 負担金のあり方について検討を要するもの

(6) 工事の執行関係 (3件)

- ① 請負業者から一部下請負に係る申請書の提出を受けていないもの、また、請負業者に対し、下請負の承諾について通知していないもの
- ② 設計図書の照査結果が報告されていないもの
- ③ 設計単価決定で、見積書を3社以上から徴収していないもの

(7) 補助金関係 (指摘等なし)

(8) 財産関係 (11件)

- ① 鍵の管理が適正でないもの
- ② 財産管理の事務手続きで適正でないもの
- ③ 物品の亡失・損傷届を提出していないもの
- ④ 備品を亡失しているもの
- ⑤ 公用車に損傷を与え、損傷年月日及び損傷者等が不明のままとなっているもの
- ⑥ 建物や物品に損害を与えているもの

(9) その他 (2件)

- ① 入札保証金から契約保証金への公金振替が遅延しているもの
- ② 給付金に係る証明書の発行事務に関し、適正でないもの

(注) 指摘事項には複数あるものがあり、件数とは必ずしも一致しない。

4 監査対象機関ごとの監査結果

知事部局所管の現地機関

・政策部 現地機関

監査対象機関名	首都圏事務所
監査執行年月日	令和8年1月20日
監査執行者	監査委員 荒木敏也 指山清範
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	消防学校
監査執行年月日	令和8年2月17日
監査執行者	監査委員 角貞樹 指山清範
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・ 総務部 現地機関

監査対象機関名	自治修習所
監査執行年月日	令和 8 年 2 月 4 日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・地域交流部 現地機関

監査対象機関名	佐賀空港事務所
監査執行年月日	令和8年1月20日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 行政財産使用料の納入期限の設定が適正でないものがあった。</p> <p>② 支出負担行為で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	博物館・美術館
監査執行年月日	令和7年12月16日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 募金箱に募金された現金の収入事務手続きが適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	九州陶磁文化館
監査執行年月日	令和7年12月10日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 募金箱に募金された現金の収入事務手続きが適正でないもの、また、職場代表者口座において生じた利息を雑入として受け入れているものがあった。</p>

監査対象機関名	名護屋城博物館
監査執行年月日	令和7年12月3日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	佐賀城本丸歴史館
監査執行年月日	令和7年12月17日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也 指山 清範
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・ 県民環境部 現地機関

監査対象機関名	図書館
監査執行年月日	令和 8 年 1 月 9 日
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 指山 清範
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね 適正と認められた。

監査対象機関名	環境センター
監査執行年月日	令和 7 年 12 月 12 日 (書面による監査)
監 査 執 行 者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね 適正と認められた。

・健康福祉部 現地機関

監査対象機関名	佐賀中部保健福祉事務所
監査執行年月日	令和7年12月11日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鳥栖保健福祉事務所
監査執行年月日	令和7年12月17日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 高校生等奨学給付金の申請手続きに必要な「生活保護受給証明書」を誤った内容で発行し、その結果、他機関で給付金が過大に支給され、返納を要するものがあった。</p>

監査対象機関名	唐津保健福祉事務所
監査執行年月日	令和7年12月18日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。（生活保護費返還金）</p> <p>② 免許証の書換が不要な申請に係る申請書を誤って受理し、証紙の消込を行っているものがあった。</p>

監査対象機関名	伊万里保健福祉事務所
監査執行年月日	令和7年12月18日
監査執行者	監査委員 角 貞樹 指山 清範
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。（生活保護費返還金）</p>

監査対象機関名	杵藤保健福祉事務所
監査執行年月日	令和7年12月22日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。（生活保護費返還金）</p>

監査対象機関名	総合福祉センター
監査執行年月日	令和8年1月16日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があるもの、また、未収金に対して組織的な対応がなされていないものがあった。（児童福祉費負担金）</p> <p>② 緊急用前渡資金で他の職員へ交付した際に、交付を受けた者から領収書を徴していないものがあった。</p>

監査対象機関名	衛生薬業センター
監査執行年月日	令和7年12月11日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	療育支援センター
監査執行年月日	令和8年1月14日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	虹の松原学園
監査執行年月日	令和7年12月15日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 令和6年度に支払うべき使用料及び賃借料を、令和7年度予算で支払っているものがあつた。</p>

監査対象機関名	精神保健福祉センター
監査執行年月日	令和7年12月24日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	食肉衛生検査所
監査執行年月日	令和7年12月23日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

・産業労働部 現地機関

監査対象機関名	関西・中京事務所
監査執行年月日	令和8年2月2日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	窯業技術センター
監査執行年月日	令和8年1月27日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	工業技術センター
監査執行年月日	令和8年2月2日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	産業技術学院
監査執行年月日	令和8年2月26日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 実習棟及び実習室の鍵の管理が適正でないもの、また、預かり証を取らずにパソコンの修理を依頼し、長期間預けたまま、亡失・損傷届を提出しているものがあった。</p>

・農林水産部 現地機関

監査対象機関名	佐賀中部農林事務所
監査執行年月日	令和8年2月19日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 支出負担行為の決裁が完了しないまま、工事を発注しているものがあつた。</p> <p>② 公用車に損傷を与え、損傷年月日及び損傷者等が不明のままとなっているものがあつた。</p>

監査対象機関名	東部農林事務所 （書面による監査）
監査執行年月日	令和8年2月16日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 変更契約書で記載内容を誤っているものがあつた。</p>

監査対象機関名	唐津農林事務所
監査執行年月日	令和8年2月24日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があつた。（水産業使用料ほか）</p>

監査対象機関名	伊万里農林事務所
監査執行年月日	令和8年2月13日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	杵藤農林事務所
監査執行年月日	令和8年2月24日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 請負業者から一部下請負に係る申請書の提出を受けていないもの、また、請負業者に対し、下請負の承諾について通知していないものがあった。</p>

監査対象機関名	農業技術防除センター
監査執行年月日	令和8年1月21日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	上場営農センター
監査執行年月日	令和8年1月16日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 水銀について、毒物及び劇物管理規程に沿った管理がされていないもの、また、その処分方法が適正でないものがあった。</p>

監査対象機関名	農業試験研究センター
監査執行年月日	令和8年2月4日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	農業大学校
監査執行年月日	令和8年1月21日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 外部講師への研修依頼に際し、決裁を行わず年間計画に入れないまま口頭のみで依頼した結果、令和6年度に支払うべき金額を、令和7年度予算で過年度支出しているものがあった。</p> <p>② 財産（建物）及び物品（キーボード）に損害を与えたものがあった。</p>

監査対象機関名	果樹試験場
監査執行年月日	令和8年2月5日
執行者	監査委員 角 貞樹 指山 清範
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① ホテル等利用確認簿で旅行命令者等による確認印が押印されていないもの、記載していないものがあった。</p>

監査対象機関名	茶業試験場
監査執行年月日	令和8年2月4日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	畜産試験場
監査執行年月日	令和8年2月19日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也 指山 清範
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 領収書綴りの発行に際し、領収証書発行番号整理簿を作成していないものがあった。</p>

監査対象機関名	中部家畜保健衛生所
監査執行年月日	令和8年1月14日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	北部家畜保健衛生所
監査執行年月日	令和8年2月9日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	西部家畜保健衛生所
監査執行年月日	令和8年2月4日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	玄海水産振興センター
監査執行年月日	令和8年2月13日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	有明水産振興センター
監査執行年月日	令和8年1月15日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	高等水産講習所
監査執行年月日	令和8年2月13日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	林業試験場
監査執行年月日	令和8年2月17日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 時間外勤務手当で追給を要するものがあった。</p>

・ 県土整備部 現地機関

監査対象機関名	佐賀土木事務所
監査執行年月日	令和8年1月28日及び29日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 改質アスファルトの設計単価決定において、見積書を3社以上から徴収していないものがあった。</p>

監査対象機関名	東部土木事務所
監査執行年月日	令和8年1月30日
監査執行者	監査委員 角 貞樹 指山 清範
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 支出負担行為何の財務経営システムへの入力が遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	唐津土木事務所
監査執行年月日	令和8年2月5日及び6日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 財産台帳（土地）について長期間記載していないものがあった。</p>

監査対象機関名	伊万里土木事務所
監査執行年月日	令和8年1月28日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 収入未済があった。（港湾使用料ほか）</p> <p>② 設計図書の照査結果が報告されていないものがあった。</p>

監査対象機関名	杵藤土木事務所
監査執行年月日	令和8年1月26日及び27日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	ダム管理事務所
監査執行年月日	令和8年1月22日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	有明海沿岸道路整備事務所
監査執行年月日	令和8年1月23日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

・教育委員会所管の教育機関等

監査対象機関名	東部教育事務所
監査執行年月日	令和7年11月26日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	西部教育事務所
監査執行年月日	令和7年11月27日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	教育センター
監査執行年月日	令和7年11月12日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	致遠館中学校
監査執行年月日	令和7年11月26日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	彩志学舎中学校
監査執行年月日	令和7年10月30日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津東中学校
監査執行年月日	令和7年10月8日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	香楠中学校
監査執行年月日	令和7年10月2日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	武雄青陵中学校
監査執行年月日	令和7年10月28日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀東高等学校
監査執行年月日	令和7年10月29日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀西高等学校
監査執行年月日	令和7年11月4日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀北高等学校
監査執行年月日	令和7年10月3日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	致遠館高等学校
監査執行年月日	令和7年11月26日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 ① 前渡資金の精算で遅延しているものがあつた。

監査対象機関名	唐津東高等学校
監査執行年月日	令和7年10月8日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 電気料の支出で遅延しているものがあつた。</p>

監査対象機関名	唐津西高等学校
監査執行年月日	令和7年11月18日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 指山 清範
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	巖木高等学校
監査執行年月日	令和7年10月10日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	鳥栖高等学校
監査執行年月日	令和7年10月2日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	伊万里高等学校
監査執行年月日	令和7年10月20日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 物品（パソコン）を亡失し、亡失・損傷届を提出していないものがあつた。</p>

監査対象機関名	武雄高等学校
監査執行年月日	令和7年10月1日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① PTA 設置空調借入償還金の支払いが遅延し、延滞金が発生したことにより、償還金負担金額が増加しているものがあった。</p>

監査対象機関名	小城高等学校
監査執行年月日	令和7年10月17日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	神埼高等学校
監査執行年月日	令和7年10月16日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	三養基高等学校
監査執行年月日	令和7年11月21日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也 指山 清範
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	太良高等学校
監査執行年月日	令和7年10月20日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	高志館高等学校
監査執行年月日	令和7年10月17日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀農業高等学校
監査執行年月日	令和7年11月26日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	佐賀工業高等学校
監査執行年月日	令和7年10月27日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 財産台帳（建物）について長期間記載していないものがあった。</p> <p>② 備品で亡失しているもの（バスケット台 2台）があった。</p> <p>③ 入札保証金から契約保証金への公金振替が遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	唐津工業高等学校
監査執行年月日	令和7年11月18日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鳥栖工業高等学校
監査執行年月日	令和7年10月28日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 備品管理システムに重要物品と一般備品で重複登録されているもの、また、返納、不用及び棄却の決定を行わずに処分しているもの、さらに、処分済みの備品で登録されたままとなっているものがあった。</p> <p>② 支出負担行為で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	有田工業高等学校
監査執行年月日	令和7年10月30日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 備品の処分で、不用及び棄却の決定をしないまま棄却処分しているもの、また、備品出納・管理簿に記載されていた備品で、亡失しているものがあった。</p>

監査対象機関名	佐賀商業高等学校
監査執行年月日	令和7年11月28日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也 指山 清範
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	唐津商業高等学校
監査執行年月日	令和7年11月27日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	鳥栖商業高等学校
監査執行年月日	令和7年12月11日
監査執行者	監査委員 荒木敏也 指山清範
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	牛津高等学校
監査執行年月日	令和7年11月20日
監査執行者	監査委員 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津南高等学校
監査執行年月日	令和7年10月23日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原惣一郎 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 教育財産の使用許可をしていないものがあった。</p> <p>② 公用車に損傷を与え、損傷年月日及び損傷者等が不明のままとなっているものがあった。</p>

監査対象機関名	伊万里実業高等学校
監査執行年月日	令和7年10月10日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原惣一郎 荒木敏也 角貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	鹿島高等学校
監査執行年月日	令和7年10月31日
監査執行者	監査委員 荒木敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 住居手当で返納を要するものがあった。</p>

監査対象機関名	嬉野高等学校
監査執行年月日	令和7年10月20日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	白石高等学校
監査執行年月日	令和7年11月26日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	多久高等学校
監査執行年月日	令和7年10月21日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	神埼清明高等学校
監査執行年月日	令和7年11月18日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津青翔高等学校
監査執行年月日	令和7年11月27日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	盲学校
監査執行年月日	令和7年11月7日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	ろう学校
監査執行年月日	令和7年11月20日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	金立特別支援学校
監査執行年月日	令和7年12月2日
監査執行者	監査委員 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 就学奨励費について、舎食費の算定回数を誤り過大に支給し返納を行っているものがあつた。</p> <p>② 個人事業主への委託料の支払いで、源泉徴収しないまま支出し、返納させているものがあつた。</p>

監査対象機関名	大和特別支援学校
監査執行年月日	令和7年11月20日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	唐津特別支援学校
監査執行年月日	令和7年11月5日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

監査対象機関名	伊万里特別支援学校
監査執行年月日	令和7年12月22日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 扶養手当で返納を要するものがあつた。</p>

監査対象機関名	うれしの特別支援学校
監査執行年月日	令和7年12月9日
監査執行者	監査委員 角 貞 樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 報償費で算定額を誤って支払い、後日追加支払いを行ったが、所得税控除額の算定を誤って支払っているものがあった。</p> <p>② 自動口座振替払いの水道料の支払いで、二重払いしているもの、また、その結果、同日引き落としの電気料の支払いが遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	中原特別支援学校
監査執行年月日	令和7年11月21日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也 指山 清 範
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

・公安委員会所管の警察署

監査対象機関名	佐賀南警察署
監査執行年月日	令和7年11月13日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① スクールサポーター事業について、職員の任用制度が変更されたことで事業費と市からの負担金収入に差額が生じており、今後の負担金のあり方について検討を要するものがあった。</p> <p style="text-align: right;">（検討を指示した所属 警察本部）</p>

監査対象機関名	佐賀北警察署
監査執行年月日	令和7年11月14日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	神埼警察署
監査執行年月日	令和7年11月17日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	鳥栖警察署
監査執行年月日	令和7年12月11日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也 指山 清範
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	小城警察署
監査執行年月日	令和7年11月18日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	唐津警察署
監査執行年月日	令和7年12月5日
監査執行者	監査委員 荒木 敏也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 証紙収入報告で誤っているもの（年度を超えるもの）があった。</p>

監査対象機関名	伊万里警察署
監査執行年月日	令和7年12月22日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	武雄警察署
監査執行年月日	令和7年12月3日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

監査対象機関名	白石警察署
監査執行年月日	令和7年11月25日（書面による監査）
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>① 電気料の支出で遅延しているものがあった。</p>

監査対象機関名	鹿島警察署
監査執行年月日	令和7年12月8日
監査執行者	監査委員 原 惣一郎 指山 清範
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

用語の解説

用 語	説 明
定 期 監 査	<p>地方自治法 第 199 条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。</p> <p>2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>4 監査委員は、毎会計年度少なくとも 1 回以上期日を定めて第 1 項の規定による監査をしなければならない。</p>
監査結果の報告	<p>地方自治法 第 199 条</p> <p>9 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。</p>
調 定	<p>調定とは、地方公共団体の歳入を徴収しようとする場合において、地方公共団体の長が、その歳入の内容を調査して、収入金額を決定する行為をいいます。</p> <p>地方自治法 第 231 条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。</p>

	<p>佐賀県財務規則</p> <p>第 42 条 収支等命令者は、諸収入金を収入しようとするときは、次に掲げるところにより区分し、調定（受入）決議書により徴収の決定（以下「調定」という。）を行わなければならない。</p> <p>(1) 次号及び第 3 号に掲げる収入金以外の収入金の調定（以下「一般調定」という。）</p> <p>(2) 令第 154 条第 2 項に規定する納入の通知を必要としない収入金及び同条第 3 項ただし書に規定する納入通知書によりがたい収入金の調定（以下「払込調定」という。）</p> <p>(3) 公金振替による収入金の調定（以下「公金振替調定」という。）</p>
<p>支出負担行為</p>	<p>支出負担行為とは、予算に基づいてなされる支出の原因となる契約その他の行為です。すなわち普通地方公共団体が、支払いの義務を負う予算の執行の第 1 段階の行為をいうもので、次のような決定行為等が含まれています。</p> <p>① 工事、製造等の請負契約又は物品の購入契約のような債務を負担する行為</p> <p>② 補助金の交付の決定行為</p> <p>③ 普通地方公共団体の不法行為に基づく損害賠償金の支出の決定行為</p> <p>④ 給与その他の給付の支出の決定行為</p> <p>地方自治法</p> <p>第 232 条</p> <p>3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。</p>

<p>ホテル等利用確認簿</p>	<p>「自宅等に宿泊する場合の旅費等について」（平成 18 年 12 月 5 日 経営支援本部長通知）</p> <p>1－（2）－ア ホテル等利用確認簿 各所属に別記様式による帳簿（ホテル等利用確認簿）を備えることとする。</p> <p>1－（2）－イ 旅行者 宿泊を伴う出張を終えた職員は、速やかにホテル等利用確認簿の「旅行命令番号」欄から「ホテル等名称」を記入の上、ホテルの領収書等有料の施設に宿泊したことを証明する書類を添えて各所属の旅行命令権者等に提示すること。</p> <p>1－（2）－ウ 旅行命令権者等 旅行者からホテル等利用確認簿及び領収書等の提示を受けた旅行命令権者等は、当該帳簿と領収書等を照合の上、「確認印」欄に押印すること。</p>
<p>領収証書発行番号整理簿</p>	<p>領収証書発行番号整理簿とは、会計管理者又は委任出納員が発行した領収書綴の、領収証書発行番号、使用期間、返納の時期等を記帳し、管理する帳票をいいます。</p> <p>佐賀県財務規則</p> <p>第 47 条 会計管理者、出納員又は経理員は、納入通知書等又は返納通知書等によらない諸収入金（マルチペイメントネットワーク及びキャッシュレス決済によるものを除く。）を収納したときは、領収証書を納入義務者に交付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により納入義務者に交付する領収証書は、会計管理者又は委任出納員があらかじめ公印を押し、領収証書発行番号整理簿に記入した領収証書でなければならない。</p>
<p>職場代表者口座</p>	<p>職場代表者口座とは、職員が互助会費や親睦会費として現金加算指定したものを一旦預かり、互助会や親睦会口座等に振替えるための口座です。</p>

<p>資金前渡 (前渡資金)</p>	<p>資金前渡とは、前渡を受けた資金を保管し、自己の名と責任において正当債権者に支払いをすることをいいます。</p> <p>地方自治法施行令 第 161 条 次に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。 17 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上現金支払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの</p> <p>佐賀県財務規則 第 70 条 令第 161 条第 1 項第 17 号の規則で定める経費は、次に掲げるものとする。 (14) 会議、講習会その他これらに類する会合において即時支払を必要とする経費</p>
<p>緊急用前渡資金</p>	<p>佐賀県財務規則取扱要領 第 70 条関係 資金前渡 5 緊急用前渡資金の取扱い (1) 規則第 70 条第 2 項第 3 号に基づく緊急時の支払に備えて常時保有しておく資金（以下、「緊急用前渡資金」という。）は、突発的な出張用務の際の駐車料金等、通常の支払では対応できない場合に備えて資金前渡するものである。よって、緊急用前渡資金があることを前提に、事前の事務処理を怠るなどということがないよう注意すること。 (2) 緊急用前渡資金の対象は、次に掲げる経費に限定されていることに注意すること。 ア 報償費 イ 通行料、駐車料、渡船料及び入場料 ウ 会議、講習会その他これらに類する会合において即時支払を必要とする経費 エ 即時現金支払いをしなければ契約し難い物品購入、運搬、借上げ、役務の提供、会食、物品の修理及び物品の処分に要する経費 オ 自動口座振替の方法により支払う経費（共通費管理システムによる公共料金等支出事務の処理に関する規則（平成 19 年佐賀県規則第 6 号）第 2 条に規定する共通費管理システムにより支出事務を処理する公共料金等に限る）</p>

	<p>(3) 緊急用前渡資金の交付は経費の費目ごとに、3か月を超えない範囲で使用が見込まれる金額で、全体で3万円を上限とする。ただし、特別の事情により、会計管理者が必要と認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(4) 緊急用前渡資金を前渡される者は、各所属の給与等の資金を前渡される者と同じの者とし、「共通経費等」用の預金口座において管理することを原則とするが、常時即時に支払う必要が認められる場合は手許保管することができるものであること。なお、資金の出納を現金出納簿に記帳し、他の職員へ交付する際は、現金出納簿の備考欄に交付を受けた者の記名を徴しておくこと。この場合、現金出納簿を電子計算機その他の機器を用いて作成したときは、領収書を徴し、現金出納簿と共に毎月編さんすること。</p>
<p>財 産 台 帳</p>	<p>財産台帳とは、県が保有する土地建物等の公有財産を管理する帳簿のことで、財務経営システムにより管理しています。</p> <p>佐賀県公有財産規則</p> <p>第34条 財産管理者は、次の各号に掲げる財産について、それぞれ当該各号に掲げる様式により財産台帳及び履歴台帳を備え、常に財産の状況を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(1) 土地 別記様式第23号の1及び様式第23号の2</p> <p>(2) 建物 別記様式第23号の3及び様式第23号の4</p> <p>(3) 工作物 別記様式第23号の5及び様式第23号の6</p> <p>(4) 立木 別記様式第23号の7及び様式第23号の8</p> <p>(5) 船舶及び航空機 別記様式第23号の9及び様式第23号の10</p> <p>(6) 用益物権 別記様式第23号の11及び様式第23号の12</p> <p>(7) 無体財産権 別記様式第23号の13及び様式第23号の14</p> <p>(8) 有価証券その他 別記様式第23号の15及び様式第23号の16</p>

<p>入札保証金</p>	<p>入札保証金とは、入札に参加しようとする者が見積る契約金額の100分の5以上に相当する金額の保証金のことをいいます。</p> <p>地方自治法施行令 第167条の7 普通地方公共団体は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の入札保証金を納めさせなければならない。</p> <p>佐賀県財務規則 第103条 収支等命令者は、一般競争入札、指名競争入札及び競り売り（以下「競争」という。）を行うときは、競争に参加しようとする者に当該参加しようとする者が見積る契約金額の100分の5以上に相当する金額の入札保証金を納入させなければならない。</p>
<p>契約保証金</p>	<p>契約保証金とは、普通地方公共団体が契約する際に、契約の相手方が、契約上の義務を履行しない場合の損失の発生に備え、契約締結前に契約の相手方から預かる保証金をいいます。契約履行後は契約の相手方に返還され、また、契約上の義務を履行しないときは、当該普通地方公共団体に帰属することになります。</p> <p>地方自治法 第234条の2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。</p> <p>佐賀県財務規則 第115条 収支等命令者は、契約をするときは、契約の相手方に対し、当該契約に係る金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付させなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りではない。</p>

	<p>3 第1項の規定にかかわらず、収支等命令者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部を免除し、又は一部を減額して契約を締結することができる。</p> <p>(1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。</p> <p>(3) 令第167条の5第1項及び令第167条の11第2項の規定により知事が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>(4) 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>(5) 法令の規定に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。</p> <p>(6) 物品売払いの契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。</p> <p>(7) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。</p>
<p>公 金 振 替</p>	<p>公金振替とは、歳入歳出金、歳入歳出外現金及び基金について、現金の移動を生ぜず、単に県内部の公金を振替えることをいいます。</p> <p>佐賀県財務規則</p> <p>第82条 収支等命令者は、次に掲げる振替が同一取引店内で行われる場合に限り、公金の振替の手続を行うものとする。</p> <p>(1) 歳入金と歳出金との振替</p> <p>(2) 歳入歳出金と歳入歳出外現金との振替</p> <p>(3) 歳入歳出金と基金との振替</p> <p>(4) 歳入歳出外現金内の振替</p>

<p>高校生等奨学給付金</p>	<p>授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、修学旅行費等）の負担を軽減するため、高校生等（特別支援学校高等部の生徒を除く）がいる非課税世帯を対象に、支給するものです。（返還不要）</p>
<p>備品出納・管理簿</p>	<p>備品出納・管理簿とは、備品の受入、払出、供与、保管について記録する帳簿です。</p>

就学奨励費	<p>特別支援学校や特別支援学級などに通っている幼児・児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、家庭の経済状況などに応じ、就学のために必要な経費の一部を補助するものです。</p>
証紙収入報告	<p>証紙収入報告とは、かいの長が、証紙により納付された使用料及び手数料について、当該歳入を主管する本庁等の各課の長へ報告することをいいます。</p> <p>佐賀県証紙条例施行規則</p> <p>第7条 かいの長は、証紙により納付された使用料及び手数料について、本庁等の各課が当該使用料及び手数料に係る歳入を主管する場合は、毎月分の収入状況について翌月10日までに当該本庁等の各課の長に報告しなければならない。</p>
会計管理者	<p>会計管理者とは、知事から命じられて、現金や有価証券、物品等の出納や保管などを行う者をいいます。</p> <p>地方自治法</p> <p>第168条 普通地方公共団体に会計管理者一人を置く。</p> <p>第170条 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、会計管理者は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。</p> <p>2 前項の会計事務を例示すると、おおむね次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 現金の出納及び保管を行うこと。 (2) 小切手を振り出すこと。 (3) 有価証券の出納及び保管を行うこと。 (4) 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く）を行うこと。 (5) 現金及び財産の記録管理を行うこと。 (6) 支出負担行為に関する確認を行うこと。 (7) 決算を調製し、これを普通地方公共団体の長に提出すること。

(注) 関係条文を一部抜粋

令和7年度 定期監査結果報告書

作成 佐賀県監査委員（原 惣一郎 荒木 敏也 角 貞樹 坂口 祐樹）
令和8（2026）年5月19日

発行 佐賀県監査委員事務局
佐賀県佐賀市城内一丁目6-5 佐賀県庁南館
0952-25-7243
kansai@pref.saga.lg.jp
<https://www.pref.saga.lg.jp/list02287.html>

